

## 薬剤師の果たすべき薬剤管理義務－ 1

院内医薬品管理の責任者は薬剤師

○宮本 法子<sup>1</sup>, 秋本 義雄<sup>2</sup>, 鈴木 順子<sup>3</sup>, 喜来 望<sup>3</sup>, 山本 大介<sup>3</sup>, 鈴木 政雄<sup>4</sup>, 福島 紀子<sup>5</sup>(<sup>1</sup>東京薬大薬,<sup>2</sup>東邦大薬,<sup>3</sup>北里大薬,<sup>4</sup>帝京平成大薬,<sup>5</sup>慶応大薬)

【はじめに】注射薬調剤は最近まで処方せんを発行されることなく、調剤の概念を始めとして薬剤師業務上の位置づけが不明確であった。注射薬の誤った投与は、重篤な後遺症をもたらし、直接命に関わる危険性を持つものである。口頭指示など処方せんに基づかない薬剤交付の危険性を明示した裁判例を基に、薬剤師に求められる薬剤管理の責務について考察する。【事件の概要】蕁麻疹の治療に訪れた女兒に対し、医師は塩化カルシウムの静脈注射を看護師を通じ准看護師に指示した。准看護師は塩化カリウムと塩化カルシウムを混同し、希釈用コンクライトーKを原液のまま女兒に投与した。女兒は急性心肺停止による低酸素脳症を発症し、重い後遺障害が残った。(判時1907号112頁)【裁判所の判断】准看護師は薬剤を「間違えた上、希釈した上で点滴投与する必要のある」薬剤を「原液のまま急速度で原告Aに静脈注射し」、死亡にも匹敵する重大な後遺障害を与えたとした。また、医師に対しては、「投与に関する適切な指示をせず、かつ、」「心肺停止となった後、速やかに蘇生措置をとらなかった」とし、医師には指導監督及び准看護師の安全確保に対する注意義務違反があり、病院には両者に対する使用者責任があると判断して、約2億4700万円の損害賠償を命じた。一方、医師と准看護師の業務上過失致傷罪として医療過誤事件では初めての実刑判決が出ている。(大阪高裁判決平成18年2月2日)【考察】薬剤師は、医療機関において使用されるすべての薬剤に関してその効果と安全を確保する立場にあることから、内服薬や外用薬と同様に、注射薬においても医薬品管理義務は厳しく課せられるものである。さらに、病棟などで、緊急時にも対応できるように薬剤師を配置することこそが、薬剤の安全使用のチェックシステムとなりうると考える。